

第 8 章 特許料等の減免に係る 関係法令の見直し

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

特許法上は、原則として全ての利用者に対し同一の特許関係料金を徴収することとなっているが、例外として、「資力に乏しい者」のみに対して減免措置を定めている。これは、資力が乏しく特許料等が納付できないとの理由で特許権を取得できなかつたり、出願できずに発明が公開されなかつたりすると、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励」するという特許法の法目的が達成されないためである。

なお、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「TLO 法」という。）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）、産業技術力強化法（以下「産技法」という。）及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「中小ものづくり高度化法」という。）においても、各法の目的に沿って研究開発型中小企業、大学等に対し特許料等の減免措置を講じている。

(2) 改正の必要性

減免対象の拡大や普及活動等これまでの減免制度利用拡大に向けた取組みにより、平成20年度の減免制度の利用実績は平成15年度に比べ、約 6 倍に増加している。しかしながら、審査請求料の減免制度利用件数については、全審査請求件数に占める割合が2.4%（2008年実績）、特許料の減免制度利用件数については、全特許登録件数に占める割合が1.3%（2008年実績）であり、減免制度が十分に利用されていない。

この要因としては、i）従来 of 制度では減免対象範囲が狭いこと、ii）大学

や他企業との共同研究開発や他者による発明の活用などオープン・イノベーションが重要となる中で、他者の発明（特定承継した発明）を活用した場合、減免対象となっていないこと、iii) 減免対象者となった場合でも、特許料の減免の対象期間は第1年から第3年であり、この期間に受けられる軽減額は平均で5,000円程度と効果も小さいこと、が挙げられる。

2. 改正の概要

(1) 職務発明要件・予約承継要件廃止

研究開発体制の実態を踏まえた適切な権利保護を図るため、特許を受ける権利及び特許権を譲渡（特定承継）された者を含め減免対象とする。

(2) 減免対象者の拡充

特許法上の減免対象者を、資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者から、資力を考慮して政令で定める要件に該当する者と改める。

(3) 特許料減免期間の延長

特許法第109条等に規定された特許料の減免期間を、従来の第1年から第3年の減免期間に加え、第4年から第10年の特許料についても減免期間とする。

3. 改正条文の解説

(1) 特許法

◆特許法第109条

（特許料の減免又は猶予）

第百九条 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付

することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

二・二 〔削る〕

本条は、特許料の減免、猶予について規定したものである。

平成11年の一部改正（平成11年法律第41号）において、法人による特許出願について減免制度を導入し、職務発明であって、かつ、予約承継されることとなっている発明に限定して減免対象とされたが、今回の改正により、この職務発明要件等を廃止し、共同研究開発や他者による発明を活用した研究開発など、昨今の研究開発体制の実態を反映して、他者から承継した発明も減免対象とした。

また、資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者とは、法人税を課されていない中小企業と政令において規定しているが、今回の改正で法律上、資力を考慮して政令で定める要件に該当する者と対象者要件を緩和し、具体的には政令で規定することとした。

さらに、減免制度の利便性向上のため特許料の減免または猶予を受けることができる期間は第1年から第10年までとした。

◆特許法第195条の2

（出願審査の請求の手数料の減免）

第百九十五条の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

二・二 〔削る〕

本条は審査請求料の減免についての規定である。

特許料（特許法第109条）の減免制度の拡充と同様に、共同研究開発や他者による発明を活用した研究開発など、昨今の研究開発体制の実態を反映して、他者から承継した発明も減免対象とした。

さらに、資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者とは、法人税を課されていない中小企業と政令において規定しているが、今回の改正で法律上、資力を考慮して政令で定める要件に該当する者と対象者要件を緩和し、具体的には政令で規定することとした。

(2) TLO 法・産活法・産技法・中小ものづくり高度化法

◆ TLO 法第13条

第十三条（略）

2（略）

3 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

4（略）

本条は、TLO 法第13条第1項の認定を受けた者（いわゆる認定 TLO）に対する特許料及び審査請求料の減免措置を規定したものである。

本条においても、特許法と同様に、減免制度の利便性向上のため、特許料の減免または猶予を受けることができる期間を第1年から第10年までとした。

◆産活法第56条

（特許料の特例）

第五十六条 特許庁長官は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。次条及び附則第四条において「承認事業者」という。）が同法第二条第一項の特定大学技術移転事業（次条及び附則第四条において「特定大学技術移転事業」という。）を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

本条は、TLO法第4条第1項に規定する承認事業者（いわゆる承認TLO）に対する特許料及び審査請求料の減免措置を規定したものである。

本条においても、特許法と同様に、減免制度の利便性向上のため、特許料の減免または猶予を受けることができる期間を第1年から第10年までとした。

◆産技法第17条

（特許料等の特例）

第十七条 特許庁長官は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であって産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものであるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

- 一 学校教育法第一条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同法第一条に規定する高等専門学校（以下この条において単に「高等専門学校」とい

う。)の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(以下単に「大学共同利用機関法人」という。)の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者(以下「大学等研究者」と総称する。)

二 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

三 試験研究独立行政法人(独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるもの以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものをいう。)

四 公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。)であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。)を設置する者

五 試験研究地方独立行政法人(地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものをいう。)

六～十一 [削る]

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が前項各号に掲げる者であって産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するものであるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一～十一 [削る]

本条は、大学、独立行政法人、公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関)及び地方独立行政法人等に対する特許料及び審査請求料の減免措置を定めたものである。

本条においても、特許法と同様に、減免制度の利便性向上のため、特許料の減免または猶予を受けることができる期間を第1年から第10年までとした。

また、従来、第1項各号及び第2項各号において減免対象者及び減免を受けられる発明の要件双方を規定していたが、改正後の同条第1項各号には、減免対象者（大学、独立行政法人、公設試験研究機関及び地方独立行政法人等）のみを規定し、減免を受けられる発明の要件については、「産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当するもの」として政令に規定することとした。

◆産技法第18条

第十八条 特許庁長官は、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一・二 〔削る〕

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一・二 〔削る〕

本条は、研究開発型中小企業に対する特許料の減免について規定したものである。

特許法第109条における特許料の減免制度の拡充と同様に、共同研究開発や他者による発明を活用した研究開発など、昨今の研究開発体制の実態を反映し、職務発明要件等を廃止することにより、他者から承継した発明も減免対象とすることとした。

また、本条においても、特許法と同様に、減免制度の利便性向上のため、特許料の減免または猶予を受けることができる期間を第1年から第10年までとした。

◆産技法附則第3条

(国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等)

第三条 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法第七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関する特許法第七條第二項の規定、同法第九十五条第四項及び第五項の規定（これらの規定を特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第五項において準用する場合を含む。）又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適用については、国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（以下この条において「国立大学法人等」という。）は、国とみなす。

一～三 （略）

四 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下この号において「承認事業者」という。）が国立大学法人等から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（前三号に掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成十九年三月三十一日までにされた特許出願に係るものに限る。）であって、当該国立大学法人等が当該承認事業者から承継したもの

2 (略)

本条は、平成16年4月の国立大学の法人化に伴う経過措置として導入されたものであり、第4項において、国立大学法人がTLO法第4条に規定する承認事業者（承認TLO）から承継した特許権又は特許を受ける権利についての経過措置を定めている。

今回の改正においては、「承認事業者」の語を定義した産技法第17条第1項第10号の削除に伴い、形式的修正を行った。

◆中小ものづくり高度化法第9条

(特許料等の特例)

第九条 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又は当該特許発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明について、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一・二 [削る]

2 特許庁長官は、認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又は当該発明を実施するために認定計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特

許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数を軽減し、又は免除することができる。

二・三 〔削る〕

本条は第1項が特許料の減免及び猶予、第2項が審査請求料の減免に関する規定である。

従来は特許料の減免または猶予を受けることができる期間が第6年までと規定されていたが、特許法における当該期間が第1年から第10年までに改正されたことに伴い、中小企業間の公平性を保つため、特許法と同様に、中小ものづくり高度化法においても当該期間を第1年から第10年までとした。

また、特許法の改正は、オープン・イノベーションが重要となる中、研究開発体制の実態を踏まえた適切な権利保護を図る目的で他者から譲渡された発明も減免対象としている。これは中小ものづくり高度化法の認定事業者にとってもものづくり基盤技術の高度化に繋がることから、特許法の改正に合わせ、中小ものづくり高度化法においても認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明の特許料等を減免対象とした。

なお、認定計画に従って行われる特定研究開発等の実施と関係なく承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明の特許料等が減免対象となることを防止するため、特定研究開発等の成果に係る特許発明の実施と関係なく承継したものについては減免対象外としている。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から1年を超えない範囲で政令で定める日（平成23年政令第369号により平成24年4月1日）から施行する（附則第1条）。

(2) 経過措置

◆附則第2条第16項

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

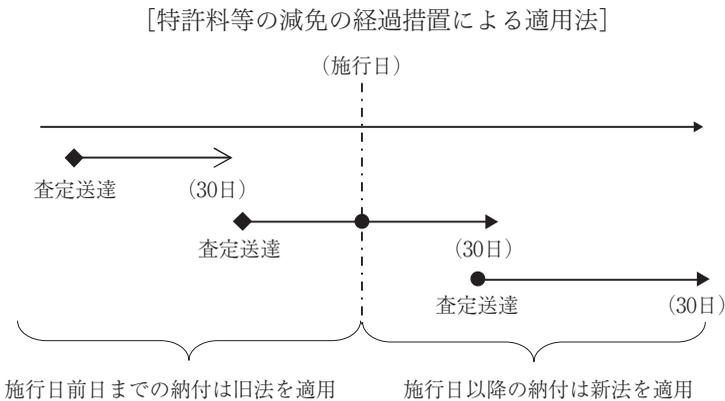
第二条 (略)

1～15 (略)

16 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、新特許法第九十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17～27 (略)

施行前に納付した特許料については、施行後にこれを返納することはせず、また、施行前に納付すべきであった特許料であって施行後にその特許料を追納するものについては、納付者間の公平性の観点から、従前の特許料を適用することとした。



◆附則第7条

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第六条の規定による改正後の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

◆附則第8条第1項

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第七条の規定による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 (略)

◆附則第9条

(産業技術力強化法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第八条の規定による改正後の産業技術力強化法第十七条第一項及び第十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

◆附則第10条

(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第九条の規定による改正後の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第九項第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

TLO法、産活法、産技法、中小ものづくり高度化法に規定する減免措置についても、特許法と同様の考え方に基づき、経過措置を置くこととした。